

内閣参質二〇一第一五五号

令和二年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聰君提出消費税が福祉財源に充てられているというのは増税するための理由付けに過ぎないという与党の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聰君提出消費税が福祉財源に充てられているというのは増税するための理由付けに過ぎないという与党の見解に関する質問に対する答弁書

## 一について

お尋ねの「消費税の法律上の大義名分」や「財務会計上の運用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、消費税法（昭和六十三年法律第二百八号）第一条第二項において、「消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てる」とされており、当該規定にのつとり、一般会計予算の予算総則において、消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く。）の範囲を具体的に明示している。

## 二について

お尋ねについては、国会議員としての見解に関するものであり、政府としてお答えする立場はない。

いずれにしても、消費税の収入については、一についてで述べたとおり、消費税法にのつとり、「地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された

年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てる」とこととき  
れている。